

◎ 【土砂(土のう)】について

【土砂(土のう)】は、市・道路課と調整したところ個別に回収していただけることとなりましたので、下記の期間に各事業所の周辺の清掃を実施し、回収した土砂(土のう)の数量を当協議会事務局にご報告ください。
なお、土のう袋(麻袋・小)には、会社名を書き(張り紙可)土砂のみを入れてお出してください。

- 1・一斉清掃日
 - 5月23日(月)～5月25日(水)
 - * 清掃のやり方・日時等は各社・事業場で決めて実施してください。
- 2・清掃区域
 - 各事業所の周辺側溝
- 3・清掃物(回収対象)
 - 道路側溝の土砂(土のう)のみです。
 - * 草・落ち葉やごみ、コンクリートなどはいれなくてください。
(事業所内のごみは、絶対に出さないでください。)
- 4・回収場所
 - わかりやすい場所、道路沿い、回収しやすい場所へ置いてください。
 - 土のう袋(麻袋・小)には、会社名を書き(張り紙可)土砂のみを入れてお出してください。
 - 会社敷地内には置かないでください。
 - * 報告書に記入した場所に5月31日(月)午前8時までには置いてください。
 - * 《可燃・不燃・キケン物ごみ等》の回収場所には置かないでください。
- 5・回収日
 - 5月30日(月)以降随時
- 6・報告期限
 - 5月19日(木) 午後3時まで
 - 別紙「報告書」に必要事項を記入のうえ、FAXまたはメールで報告ください。
 - * 《可燃・不燃・キケン物ごみ等》の「報告書」とは別になりますので、ご注意ください。
 - * 手続き・準備の都合上、一斉清掃日より前の報告期限となります。ご了承ください。
数はおおよそでかまいません。(変更可)
- 7・回収袋
 - 土のう袋(麻袋・小)をご使用ください。
 - 必要な方には協議会事務局でお渡しいたします。

【留意事項】 ～土砂・土のう～ ※ 必ず事前にお読みください。

- 回収不能なもの
 - ・ 指定の袋ではないもの
 - ・ 報告期限を過ぎたもの (5月19日(木) 午後3時まで)
 - ・ 排出時間が遅れたもの (5月30日(月)午前8時まで)
 - ・ 「報告書」に記載のあった場所以外に出されたもの
 - ・ 袋に会社名の記載のないもの (会社名の張り紙のないもの)
 - ・ 会社敷地内においてあるもの
 - ・ 土砂・土のう以外のもの
 - ・ 草・木・落葉やごみ、コンクリートなどが混じっているもの
 - ・ 事業所内のごみ・家庭内のごみが混じっているもの
- 麻袋・小をご使用になり、ひと1人が持てる重さでお願いいたします。
- 人や自転車、車の通行に支障がないよう置いてください。
- 交通事故に十分ご注意ください。

【 報告書・土砂（土のう） 】

メールアドレス jimukyoku@shiroikyougikai.jp

F A X (047) 491-0222

報告期限 : 5月19日(木)午後3時まで

* 報告期限を過ぎた場合、回収出来ません。期限厳守でお願いいたします。

回収日 : 5月30日(月)以降随時

* 5月30日(月)午前8時までに報告書に記載した集積所に置いてください。

企業名 :

住 所 :

数 量 <small>(おおよそで構いません。変更可)</small>	集 積 場 所 ※住所は上の欄へ記入
	【地図を記入】 ※ わかりやすい場所、道路沿いなどをお願いします。 ※ 会社敷地内の集積はおやめください。

* 報告書記載事項の「数量」は正確な数量ではなく、大体の数で構いません。
(実際の数が報告された数量と異なっても構いません。)

* 道路や側溝等の傷んでいる場所等がある場合、記載してください。*